

特集

障害者差別解消法

合理的配慮が最も注目される「障害者差別解消法」の施行。

障害のある人たちはどのようなことを「差別」と感じ、どうして欲しいと思っているのでしょうか。

関係者の皆さんから、率直な思いをご寄稿いただきました。

特集・障害者差別解消法①

聴覚障害者にとつて 合理的配慮とは何か

石野 富志二郎

(一般財団法人全日本ろうあ連盟理事長)

2016年4月1日より障害者差別解消法が施行されるにあたり、法の内容について啓発リーフレットなどが配

布されていますが、障害種別の特性により、その対応が異なることは意外と知られていません。聴覚障害だけを取り上げても、生まれつき聞こえない場合、失聴した年齢によってもコミュニケーション手段は異なります。

合理的配慮を求める障害者のニーズも様々です。ここでは、過去の事例と、全日本ろうあ連盟(以下、連盟)が実施したアンケートの結果から、求められる合理的配慮についてご紹介します。

過去における聴覚障害者差別の事例(スポーツ分野)

1967年5月、千葉県高等学校陸上競技大会で、東京教育大学(当時/現筑波大学)付属ろう学校の男子高等学校3年生が、100M決勝と200M決勝の2種目で優勝しました。関東高等学校陸上競技選手権大会(以下、関東大会)への出場権を獲得した本人は、関東大会に出場できるものと信じて、さらに猛練習を繰り返していました。ところが、全国高等学校体育連盟(以下、高体連)は1か月後、「ろう学校」の生徒であることを理由に関東大会への出場資格を

取り消す通告をしました。高体連の取り消し通知の理由は「ろう生徒は耳が聞こえない。聞こえないと危険が伴う。コール(選手の招集)など大会運営上も支障をきたす」というものでした。

1974年7月、全国高等学校軟式野球選手権大会福井県予選の決勝戦に進出した福井県立ろう学校が、誰も予想をしなかった優勝を飾りました。「次は北陸地区大会出場だ」と同校ナインたちが躍り上がって喜びましたが、試合の直後に同校の監督が、日本高等学校野球連盟(以下、高野連)の役員に呼び出され、「高野連の規定により、ろう学校を県代表と認めない。準優勝の高等学校に地区大会の出場権を与える」と通告されました。

1981年4月、沖縄県立北城ろう学校の生徒16名を集めて結成された硬式野球部が、球児の憧れの「甲子園」を目指したいと加盟申請を行いました。ところが、高野連から、またも「ろう

学校」であることを理由に加盟を拒否されました。その根拠になっているのは、「日本学生野球憲章・第16条(当時)」という規定でした。ろう学校は、学校教育法の第4章に定められた学校ではないから、加盟できないというものでした。「耳が聞こえない少年の夢を壊すな」と親や教師から批判の声があがりました。連盟も「納得できない。障害者差別である」と高野連に強く抗議しました。全国からも抗議の電話や投書が殺到し、世論の高まりに高野連は渋々とろう学校の加盟を認めました。

35年以上前の事例ですが、明白な直接差別と言えます。

連盟の取り組みから

連盟は、ろう者が住宅ローンの利用や財産を受け継ぐことができなかった民法第11条や、医師・薬剤師などの資格取得を制限していた法令の改正に、大がかりな全国運動を展開し、改正を

実現させた実績があります。常にろう者の生活と人権を守り、社会から被っている不当な扱いを一つ一つ解決してきました。

しかしながら、ろう者などの聴覚障害者の差別事例についてはまとまったものがなく、データ化されたものはありませんでした。そもそも聞こえない者への「差別」とは何なのか？一般の聞こえる人たちが考える「差別」と、私たち聞こえない者が実際に体験している「差別」には、大きな隔たりがあります。

その「差別」を具体的に見えるようにするため、2年前から全国的に「聴覚障害者の差別事例と合理的配慮事例アンケート」を実施し、差別的取り扱いや合理的配慮の不提供の実態についてまとめました。受付期間は2014年9月4日～9月30日と短期間でしたが、事例も併せて収集し、連盟ホームページでも回答を受け付けられるよう

にしました。多くの方から事例が寄せられました。

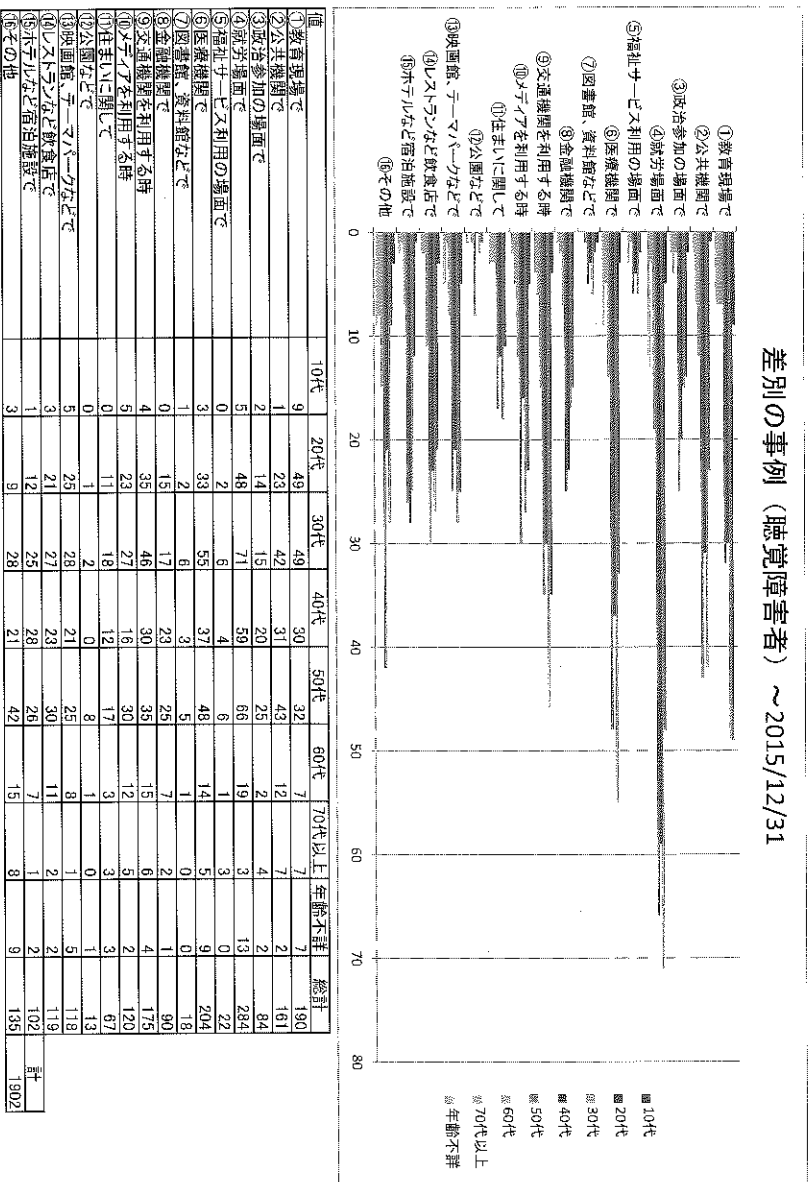
本アンケートの集計結果から、あらゆる分野での差別事例を数値化しました。特に目立ったのは、聴覚障害者の特性でもある「情報保障、コミュニケーション保障問題」でした。

2015年12月31日現在、回答者は802名。年齢別で見ると、20～40代の回答が47%と約半分を占めています。差別事例と、合理的配慮不提供の事例は、図表1、2のとおりです。

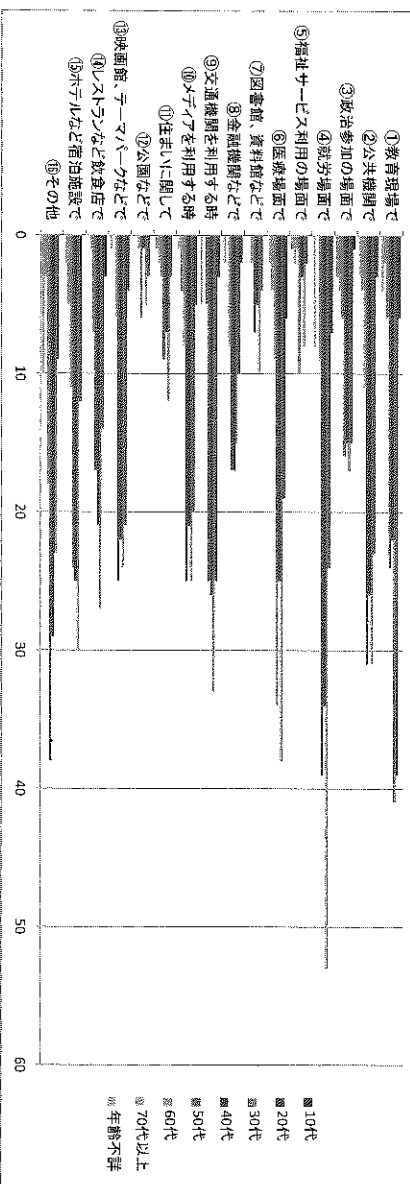
求められる合理的配慮の提供

行政や事業者が提供する合理的配慮とは、「障壁を除去しないと障害者の権利や利益が侵害されるときに、その障壁を除去するために必要な配慮を行う」ということです。その必要な配慮は、①補助器具・サービスの提供、②物理的状況の変更、③基準・手順の変更などがあり、次の通りです。

差別の事例（聴覚障害者）～2015/12/31



合理的配慮の事例（聴覚障害者）～2015/1/2/31



種別	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	年齢不詳	合計
①教育現場	6	39	41	22	24	6	2	4	144
②公共施設	3	23	31	28	31	11	4	3	132
③政治参加の場面	1	15	17	16	16	6	4	3	77
④就労の場面	7	24	53	34	39	6	0	8	174
⑤福祉サービス利用の場面	0	2	8	3	10	2	2	1	27
⑥医療の場面	6	19	88	25	34	9	4	2	137
⑦図書館、資料館などで	0	4	10	5	7	2	0	0	28
⑧金融機関などで	2	10	15	17	17	8	0	2	71
⑨交通機関を利用する時	3	25	33	28	25	5	0	5	122
⑩メディアを利用する時	5	20	26	21	25	8	4	1	109
⑪住まいに関して	0	3	12	7	9	3	2	1	37
⑫公園などで	0	0	3	5	1	0	0	0	16
⑬映画館、テーマパークなどで	4	21	24	22	25	6	0	1	103
⑭レストランなど飲食店で	3	14	27	21	17	7	1	0	90
⑮ホテルなど宿泊施設で	0	12	30	25	24	11	5	2	109
⑯その他	0	9	23	29	38	18	3	10	130
計	0	91	231	291	381	181	31	101	1506

出典：「聴覚障害者の差別事例と合理的配慮不提供の事例アンケート」（一般財団法人全日本ろうあ連盟のホームページより引用）。<https://www.ftd.or.jp/2016/01/05/pid12885>

①補助器具・サービスの提供

(1)情報提供などについての配慮や工夫

(a)手話通訳者、要約筆記者を配置すること。

(b)職員自身が、相手のコミュニケーション状況に合わせて身振り、手話、要約筆記、筆談、図解などを使用して、わかりやすい説明を行うこと。

(c)電子メール、ホームページ、ファックスなど多様な媒体で情報提供、予約など受付、案内を行うこと。

(2)職員などのコミュニケーションや情報のやりとり、サービス提供についての配慮や工夫

(a)施設内放送を文字化したり、電光表示板で表示したりすること。

(b)手話通訳や要約筆記者を配置し、職員自身が相手の状況に合わせて、手話やわかりやすい筆談をするなど、コミュニケーションの配慮をすること。

(c)話をするとき、口の動きや表情を読めるようマスクを外すこと。

(d)情報通信技術を活用したコミュニケーションシオン機器を活用すること。

②物理的形状の変更

(1)設備についての配慮や工夫

(a)電光表示板、ホワイトボードなどの文字表示装置を設置すること。

(b)磁気誘導ループなどの補聴装置を設置すること。

(c)インターホンを画面付きのものにするなど、聴覚障害者に配慮したインターホン装置などを設置すること。

(2)具体的な場面での配慮や工夫

(a)手話通訳者と聴覚障害者が、対面になるように席の配置を変えること。

(b)手話通訳者や要約筆記者が、通訳活動をするためのスペースを確保すること。

③基準・手順の変更

(1)会議の際の配慮や工夫

(a)同時発言を避けること。

(b)発言をする際に必ず挙手をするようにすること。

うにすること。

(2)職員同士での連絡手段の工夫

(a)合理的配慮が必要であることを職員間で共有できるように、連絡体制を工夫すること。

今後の期待と連盟の運動

連盟が新しく出版する予定の「よくわかる！事例から学ぶ聴覚障害者への合理的配慮とは？」「障害者差別解消法」と「改正障害者雇用促進法」から考える「仮題」があります。本書は、アンケートで集まった事例の中から代表的なケースを選出し、差別事例データの分析・合理的配慮の提供や連盟見解・対策を中心にまとめられたもので、聴覚障害者に関わる企業、団体、個人の皆様にも、本書を参考に、聴覚障害者と共に歩む方法を考えていただきたいと思います。

現在、法施行を目前にひかえ、各省庁が対応要領・対応指針を策定しています。「対応要領」は国の行政機関など

が職員に向けて示すもの、「対応指針」は、大臣が民間事業者に向けて示すもので、この中に「合理的配慮」と「過重な負担」という文言がたくさん出てきます。

しかし、手話通訳や要約筆記などの人的支援は、現在、検討されている各省庁のほとんどの対応要領・対応指針から外されています。私たちの望むコミュニケーション支援は、「過重な負担」にあたるのでしょうか。

手話通訳や要約筆記といった人的支援は聴覚障害者の意思疎通において、必要不可欠なものです。これらの人的支援を惜しむことなく「合理的配慮」の一例として含め、手話が社会の中にごく自然にある「言語」として受け入れられることで、私たちろう者の人権回復と社会参加は大きく前進します。

ろう者の社会資源の充実を図り、ろう者の社会参加と福祉の向上を図るためにも、これからも力を合わせ、ろう運動に取り組んでいきたいと思っています。